

# contents

## 第1部 治療から治ゆ、そして社会復帰のために

### 第1章 労災医療とは

#### 第1節 労災医療の理念とその目的 …… 9

- 1 労災保険 …… 9
  - (1) 労災保険の目的と役割 …… 9
  - (2) チャートでみる労災保険制度 …… 10
- 2 労災医療 …… 12
- 3 労災医療の範囲（療養の範囲） …… 12
- 4 「療養（補償）給付」の流れ …… 13
- 5 労災保険指定医療機関制度 …… 15

#### 第2節 労災診療費等 …… 16

- 1 労災診療費算定基準 …… 16
  - (1) 算定方法の原則 …… 16
  - (2) 労災特掲料金 …… 17
    - ①初診料、②療養の給付請求書取扱料、
    - ③再診料、④再診時療養指導管理料、
    - ⑤職場復帰支援・療養指導料、⑥職業復帰訪問指導料、
    - ⑦石綿疾患療養管理料、⑧石綿疾患労災請求指導料、
    - ⑨リハビリテーション情報提供加算、
    - ⑩初診時ブラッシング料、⑪手指の機能回復指導加算、
    - ⑫術中透視装置使用加算、⑬固定用伸縮性包帯、
    - ⑭頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯、
    - ⑮皮膚瘻等に係る滅菌ガーゼ、⑯コンピューター断層撮影料、
    - ⑰精神科職場復帰支援加算、
    - ⑱振動障害に係る検査料、⑲リハビリテーション料、
    - ⑳四肢の傷病に係る処置、手術及びリハビリテーションの加算（四肢加算）、
    - ㉑処置及びリハビリテーションの特例、
    - ㉒入院基本料、㉓労災治療計画加算、
    - ㉔入院室料加算、㉕病衣貸与料、
    - ㉖入院期間が180日を超える入院、
    - ㉗生活療養の費用及び入院料、
    - ㉘入院時食事療養費、
    - ㉙労災電子化加算
- 2 看護の費用 …… 39
  - (1) 対象となる看護 …… 39

- (2) 「看護費用」の支給要件…………… 39
- (3) 誓約書…………… 40
- (4) 請求手続…………… 40
- 3 移送の費用…………… 43
  - (1) 移送費の範囲…………… 43
  - (2) 移送費として支給される費用の範囲…………… 44
- 4 柔道整復の費用…………… 45
  - (1) 柔道整復施術の意義…………… 45
  - (2) 施術料…………… 45
- 5 はり・きゅう・マッサージの費用…………… 49
  - (1) 支給対象…………… 49
  - (2) 施術の期間…………… 49
  - (3) 施術料…………… 50

## 第2章 労災保険における「治ゆ」（症状固定）の考え方

- 1 労災保険における「治ゆ」とは…………… 52
- 2 「再発」とは…………… 53

## 第3章 二次健康診断等給付

- 1 二次健康診断等給付とは…………… 54
  - (1) 過労死を予防するための給付…………… 54
  - (2) 二次健康診断等給付…………… 54

## 第4章 社会復帰促進等事業

第1節 社会復帰促進等事業の内容 …… 56

第2節 アフターケア制度 …… 57

- 1 アフターケアの目的…………… 57
- 2 傷病別の対象者…………… 57
- 3 アフターケアの範囲…………… 61
- 4 アフターケアの実施医療機関…………… 61
- 5 アフターケアの通院費…………… 61
- 6 健康管理手帳の交付及び更新…………… 62
- 7 健康管理手帳新規交付の流れ…………… 65

### 第3節 義肢等補装具 …… 66

- 1 支給種目 …… 66
- 2 支給基準 …… 67
- 3 修理基準 …… 81
- 4 支給・修理の手続 …… 82
- 5 義肢等補装具の購入（修理）費用支給の流れ（筋電電動義手の購入を除く。） …… 87
- 6 筋電電動義手の購入費用支給の流れ …… 88
- 7 旅費の支給 …… 89

### 第4節 外科後処置 …… 90

- 1 外科後処置の目的 …… 90
- 2 外科後処置を受けるために …… 90

## 第5章 労災保険指定医療機関等の制度

### 第1節 労災保険指定医療機関制度 …… 92

- 1 概要（目的・性格） …… 92
  - (1) 労災保険指定医療機関制度の目的 …… 92
  - (2) 労災保険指定医療機関の性格 …… 93
- 2 契約条項と遵守事項など …… 94

### 第2節 労災保険指定薬局制度 …… 108

- 1 概要（目的・性格） …… 108
- 2 遵守事項 …… 108

### 第3節 労災保険指定訪問看護事業者制度 …… 111

- 1 概要（目的・性格） …… 111
- 2 遵守事項 …… 111

## 第2部 労災医療に関する各種手続き

### 第1章 療養（補償）給付の請求方法

- 1 療養の給付 …… 116
- 2 療養の費用の支給 …… 116

## 第2章 労災診療費等の請求方法と支払い

### 第1節 労災診療費 …… 117

- 1 診療費請求内訳書（レセプト）の作成 …… 117
- 2 レセプトのとりまとめ …… 117
  - (1) 初回分の編綴順序 …… 118
  - (2) 継続分の編綴順序 …… 119
- 3 診療費請求書等の提出先 …… 119
- 4 請求書の時効（消滅時効） …… 119
- 5 業務上の傷病の療養中に業務外の傷病が発生した場合の取扱い …… 120
- 6 審査と支払い …… 120
  - 「診療費請求書」、「診療費請求内訳書」作成例 …… 122

### 第2節 薬剤費 …… 127

### 第3節 訪問看護費用 …… 128

### 第4節 看護、移送、柔道整復、はり・きゅう・マッサージの費用 …… 132

- 1 看護費用の請求 …… 132
  - (1) 看護費用の範囲 …… 132
  - (2) 看護費用の請求手続き …… 132
  - (3) 立替払いによる請求 …… 132
- 2 移送費用の請求 …… 133
- 3 柔道整復の費用の請求 …… 133
- 4 はり・きゅう・マッサージ費用の請求 …… 134

### 第5節 二次健康診断等給付 …… 137

### 第6節 アフターケア委託費 …… 142

- 1 アフターケア委託費の請求 …… 142
- 2 アフターケアに要する費用の算定方法 …… 142
  - (1) 診察 …… 142
  - (2) 保健指導 …… 142
  - (3) 処置 …… 143
  - (4) 検査 …… 143
  - (5) ペースメーカー等の定期チェック …… 143
  - (6) 精神療法・カウンセリング等 …… 143
  - (7) 薬剤の支給 …… 143
  - (8) 特定薬剤治療管理料 …… 143

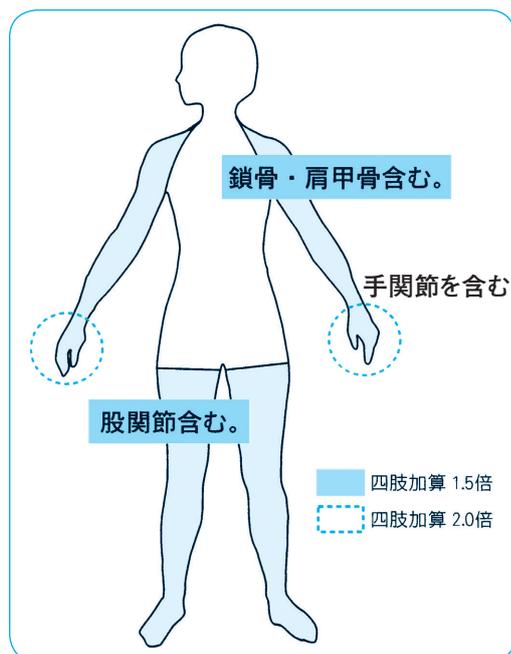
## 第3章 労災保険指定医療機関等の指定

- 第1節 労災保険指定医療機関になるための手続き …… 149
  - 1 指定申請 …… 149
  - 2 表示 …… 151
- 第2節 労災保険指定薬局の指定手続き …… 156
- 第3節 労災保険指定訪問看護事業者の指定手続き …… 159
- 第4節 二次健康診断等給付指定医療機関の指定手続き …… 162
  - 1 指定選考基準 …… 162
  - 2 指定申請書類 …… 163
  - 3 指定通知 …… 163
  - 4 指定期間 …… 163

## 参 考

- 労災保険給付一覧 …… 168
- 証明書（診断書）料等の一覧 …… 170
- 障害等級表 …… 172
- 傷病等級表 …… 178
- 都道府県労働局（労災補償課）・労働基準監督署所在地、管轄地域等一覧 …… 179
- 都道府県労働局労災補償課（分室）一覧 …… 191

## ⑳ 四肢の傷病に係る処置、手術及びリハビリテーションの加算(四肢加算)



四肢(鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。)の傷病に対し、次に掲げる処置、手術又はリハビリテーションを行った場合、医療機関は、健保点数(疾患別リハビリテーションについては29頁に掲げる点数)の1.5倍の点数で算定することができます(1点未満の端数切り上げ)。

なお、手(手関節以下)及び手の指に下記に掲げるアの処置、ウ、エ、オの手術を行った場合は、健保点数の2.0倍を算定することができます。

ただし、手の指に係る創傷処理(筋肉に達しないもの)及び手の指に係る骨折非観血的整復術については、次の\*により算定することとされています。

### 《処置》

ア 創傷処置、熱傷処置、重度褥瘡処置、爪甲除去(麻酔を要しないもの)、穿刺排膿後薬液注入、ドレーン法及び皮膚科軟膏処置、関節穿刺、粘(滑)液嚢穿刺注入、ガングリオン穿刺術、ガングリオン圧碎法及び消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」

イ 絆創膏固定術、鎖骨又は肋骨骨折固定術、皮膚科光線療法、鋼線等による直達牽引(2日目以降)、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」、低出力レーザー照射

### 《手術》

ウ 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン

エ 筋骨格系・四肢・体幹の手術

オ 神経の手術、血管の手術

### 《リハビリテーション》

カ 疾患別リハビリテーション

\* 手の指に係る創傷処理(筋肉に達しないもの)と手の指に係る骨折非観血的整復術  
特例取扱い

「手の指の創傷処理(筋肉に達しないもの)」と「手の指の骨折非観血的整復術」を行った場合、医療機関は、健保点数によるのではなく、次頁の表の点数を算定することとされています。

この場合、さらに四肢加算することはできません。

## 第2章

労災診療費等の  
請求方法と支払い

## 第1節 労災診療費

労災保険指定医療機関等が傷病労働者の診療を行った場合には、当該診療にかかった診療費を労災保険に請求します。その請求手続きは、次のとおりです。

## 1. 診療費請求内訳書（レセプト）の作成

労災保険指定医療機関等は、各傷病労働者ごとに下記のレセプトを作成します。

様式	内訳書	備考
診機様式第2号	診療費請求内訳書（入院用）	通勤災害の場合は、レセプトの左上の空白部分に「通」と記載する。
診機様式第3号	診療費請求内訳書（入院外用）	
診機様式第4号	① 診療費請求内訳書（入院用）	
診機様式第5号	① 診療費請求内訳書（入院外用）	

## 2. レセプトのとりまとめ

作成したレセプトを初回請求分、継続請求分に仕分けした上で、それぞれの件数及び請求金額を算出し、「診機様式第1号 労働者災害補償保険診療費請求書」を作成します。